解散公告

当社は、平成二十五年三月二十五日開催の定時株主総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

福岡市博多区東光二丁目二―二二　エアロードビル

応用機器株式会社

代表清算人　浪江　群青

解散公告

当社は、平成二十四年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

佐賀県三養基郡みやき町大字西島一三二一番地一

株式会社青空

清算人　江頭　耕二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長崎県長崎市風頭町二番一号

株式会社ＹＡＴＡＲＯ

代表清算人　濵田　松衛

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

熊本県八代市豊原下町三七二五番地の一

有限会社塩崎車体

清算人　塩崎　重幸

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

鹿児島県南さつま市金峰町浦之名一四三〇番地

株式会社いなほ館

清算人　本坊　輝雄

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

沖縄県宜野湾市普天間二丁目五番八号一Ｆ

株式会社かりゆし・２１

代表清算人　仲村　真二

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

沖縄県宜野湾市新城一丁目二八番一〇号

有限会社ヒサヨシ建装

清算人　久保田善彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

青森市安方一丁目一番三二号

社団法人青森県水産振興会

代表清算人　原口　健二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二五二三番地

白鷹町鮎貝土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　金吾

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

栃木県那須郡那珂川町馬頭五五五番地

財団法人菊池育英会

清算人　菊池　俊嗣

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一三番八号ほまれ会館内

財団法人埼玉県傷痍軍人会

代表清算人　関根　忠良

解散公告（第一回）

当法人は定款で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日付解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

東京都港区芝三丁目四一番地八号

財団法人駐留軍労働福祉財団

清算人代表　染葉　忠之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日付東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

東京都新宿区神楽河岸一番一号

社会福祉法人東京都民生委員薫風会

清算人　福田　豊衍

同　大谷　隆興

同　森田　林三

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号

ソラン企業年金基金

清算人　濵上　雅博

解散公告（第一回）

当政党は解散いたしましたので、当政党に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

東京都千代田区平河町二丁目七番五号砂防会館本館三階

国民新党

代表者　自見庄三郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

横浜市神奈川区西神奈川一丁目八番地の九

社団法人海洋レクリエーション協会

清算人　金子　紀昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴三〇四〇番地一

財団法人岩仲奨学会

代表清算人　鹿野　雄二